

(宛先) 吉川市長

吉川市空き家バンク物件登録申込書

吉川市空き家バンク実施要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の目的等を理解し、次の事項に同意した上で、要綱第 4 条第 1 項の規定により空き家バンクへ物件登録を申し込みます。

【同意事項】

1. 空き家等の売買又は賃貸借の交渉等については、要綱第 4 条第 4 項に基づき決定された媒介業者(以下、「担当媒介業者」という。)を通じて行うこと。
2. 要綱第 8 条に規定する空き家等の情報及び現況写真について、吉川市ホームページ等で広く一般に公開すること。
3. 利用登録者及び担当媒介業者に対し、物件に関する必要な情報を提供すること。
4. 登録申込みされた物件について、立入調査、写真撮影その他物件の確認に必要な調査を実施すること。
5. 契約成立後は、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項の規定に基づく額の報酬を担当媒介業者に支払うこと。
6. 担当媒介業者を通して行う交渉及び契約には誠意をもって臨み、契約及び契約成立後に生じた紛争等について、市長は一切関与しないこと。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 申込者氏名 | (印) |
| 申込者住所 | 〒 |
| 申込者電話番号 | |
| 媒介業者の選択 (該当する方に○ を付けてください。) | <p>1 希望する媒介業者がないとき。 (市と協定を結ぶ埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部に依頼)</p> <p>2 希望する媒介業者があるとき。(市と協定している業者に限り ます、詳しくは「媒介業者一覧表」をご覧ください)</p> <p>宅地建物取引業者名： _____</p> <p>住 所： _____</p> <p>電 話： _____</p> |

※既に宅地建物取引業者に媒介等を依頼している物件は登録することができません。